

「オンライン事業所年金情報サービスのアプリケーションプログラム及びソフトウェア製品保守業務(令和9年1月～令和11年1月)」の調達仕様書(案)に係る意見招請に対する回答

令和8年5月

日本年金機構

基幹システム開発部 お客様システム開発グループ

| 項番 | 仕様書の該当箇所     |            |                     | 区分<br>※ | 意見等内容   | 回答                |
|----|--------------|------------|---------------------|---------|---|-------------------|
|    | 資料           | 頁          | 章番号等                |         |   |                   |
| 1  | 別添1<br>要件定義書 | P40、<br>41 | 4.17.1(1)①②         | 質問      | 障害対応の運用管理事業者の1次切り分けでは既知事象または新規事象の判別および障害発生箇所(装置、処理)の特定が実施され、その結果がアプリケーション保守事業者に連携される認識でよろしいでしょうか。   | 左記について、ご認識のとおりです。 |
| 2  | 別添1<br>要件定義書 | P41        | 4.17.1(1)②          | 質問      | 障害対応等で本番データの確認が必要な場合は本番環境等のセキュアな環境での確認が必要である認識でよろしいでしょうか。<br>また、本番環境等のセキュアな環境での確認について、アプリケーション保守事業者が作成した手順を基に運用管理事業者が作業を実施し、アプリケーション保守事業者は運用管理事業者の同席の下で結果を確認する認識でよろしいでしょうか。 | 左記について、ご認識のとおりです。 |
| 3  | 別添1<br>要件定義書 | P41        | 4.17.1(1)②          | 質問      | 障害対応の再発防止策の策定は要件定義書の通りアプリケーション保守事業者が実施する認識でよろしいでしょうか。   | 左記について、ご認識のとおりです。 |
| 4  | 調達仕様書<br>別紙4 | P2         | 項番72～79             | 質問      | 構成管理について、原本の管理は運用管理事業者が実施し、アプリケーション保守事業者は原本から払い出し、事業者内の管理、払い戻しを実施する認識でよろしいでしょうか。  | 左記について、ご認識のとおりです。 |
|    | 別添1<br>要件定義書 | P42、<br>48 | 4.17.1(5)、4.17.8(4) |         |   |                   |
| 5  | 調達仕様書<br>別紙4 | P2         | 項番72～79             | 質問      | 構成管理について、アプリケーション開発事業者等と構成管理対象の変更時期が重複した場合、運用管理事業者と連携した上で、変更時期が重複している業者に対して変更内容を連携した上で、もれなく構成管理対象に変更内容を反映する認識でよろしいでしょうか。  | 左記について、ご認識のとおりです。 |
|    | 別添1<br>要件定義書 | P42、<br>48 | 4.17.1(5)、4.17.8(4) |         |   |                   |
| 6  | 調達仕様書<br>別紙4 | P2         | 項番72～79             | 質問      | 構成管理について、設計書等のドキュメントや本番環境に反映する資材は既存の設計書や資材と形式を合わせる認識でよろしいでしょうか。<br>また、既存の構成管理の運用に則る認識でよろしいでしょうか。  | 左記について、ご認識のとおりです。 |
|    | 別添1<br>要件定義書 | P42、<br>48 | 4.17.1(5)、4.17.8(4) |         |   |                   |
| 7  | 調達仕様書<br>別紙4 | P2         | 項番72～79             | 質問      | 構成管理について、本番環境への反映の日時については、本番稼働への影響を鑑みたくうで実施する必要があるため、日本年金機構様および本番環境への反映を実施する運用管理事業者と連携した上で決定する認識でよろしいでしょうか。   | 左記について、ご認識のとおりです。 |
|    | 別添1<br>要件定義書 | P42、<br>48 | 4.17.1(5)、4.17.8(4) |         |   |                   |

| 項番 | 仕様書の該当箇所     |     |             | 区分<br>※ | 意見等内容   | 回答  |
|----|--------------|-----|-------------|---------|---|---|
|    | 資料           | 頁   | 章番号等        |         |   |   |
| 8  | 調達仕様書        | P21 | 5.4(2)      | 質問      | アプリケーション保守事業者の本番環境および稼働維持環境の入室について、「調達仕様書5.4作業場所」に記載の通り、手続きおよび承認が必要である認識でよろしいでしょうか。       | 左記について、ご認識のとおりです。手続き等の詳細については、契約締結後から履行期間開始日までに運用管理事業者と調整をお願いします。 |
| 9  | 別添1<br>要件定義書 | P28 | 表4.11.1-1-1 | 質問      | 稼働維持環境の管理は運用管理事業者が管理しており、試験等を実施する場合に稼働維持環境を使用する際には調整が必要である認識でよろしいでしょうか。                   | 左記について、ご認識のとおりです。   |
| 10 | 別添1<br>要件定義書 | P42 | 4.17.1(2)   | 質問      | 要件定義書と別紙11 サービスレベル一覧でアプリケーション保守業務の提供時間帯が異なりますが、正しくは要件定義書に記載の通り、原則8時30分から20時00分でよろしいでしょうか。 | 左記について、ご認識のとおりです。<br>要件定義書 別紙11について、修正します。                        |